

## 提案基準 6

### 公共公益施設

当該公共公益施設については、都市計画事業として施行しないこと及び地区計画を当面定めないことについて、確認したものであること。

#### 6-1 学校

- 1 学校教育法第1条に規定する学校（小学校（市立は除く）、中学校（市立は除く）、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校、幼稚園）の用に供する施設であること。
- 2 文教施策の観点から支障がないことについて文教施策担当部局・機関と調整がとれたもの。
- 3 近隣の教育施設、医療機関若しくは福祉施設と密接に連携する等（注1）、若しくは当該開発区域の周辺の資源、環境等が必要（注2）で、当該教育施設の機能、運営上の観点から適切な位置に立地すること。
- 4 開発又は建築を行うために他の法令による許認可等が必要な場合は、その許認可が受けられるものであること。

注1 肢体不自由児施設に隣接する肢体不自由児の特別支援学校、大学付属で施設を一部供用する付属学校など。

注2 農業高校で農場等が必要な場合など。

#### 6-2 社会福祉施設

- 1 以下のいずれかの施設であること。
  - (1) 生活保護法第38条に規定する救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設、宿所提供施設
  - (2) 児童福祉法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援事業を行う施設又は同法第7条に規定する乳児院、保育所、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童自立施設、若しくは児童家庭支援センター
  - (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第1項に規定する事業を行う施設又は同条第11項、第25項若しくは第26項に規定する施設
  - (4) 身体障害者福祉法第5条に規定する身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設、視聴覚障害者情報提供施設
  - (5) 老人福祉法第5条の2第2項に規定する老人居宅介護等事業施設、同法第5条の2第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業施設、同法第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設（グループホーム）、同法第5条の2第7項に規定する複合型サービス福祉事業を行う施設、同法第5条の3に規定する老

人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、  
軽費老人ホーム、老人介護支援センター

(6) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条の  
認定を受けた施設（認定こども園）

2 県（地域密着型施設を除く）及び市の福祉施策の観点から支障がなく、その設置及び  
運営が国の定める基準に適合するものであることについて福祉施策担当部局・機関と調  
整のとれたもの。

3 以下のいずれかに該当すること。

(1) 近隣に係る医療施設、社会福祉施設、教育施設等がすでに存在し、これらの施  
設と当該許可に係る社会福祉施設のそれぞれがもつ機能とが密接に連携しつつ立地又  
は運用する必要があること。

(2) 当該施設が提供するサービスの特性から、当該開発区域周辺の優れた自然環境が必  
要と認められる場合など、当該開発区域周辺の資源、環境等の活用が必要である場合。

4 開発又は建築を行うために他の法令による許認可等が必要な場合は、その許認可が受  
けられるものであること。

注 「資源、環境等の活用」とは、農業生産を主体に行う授産施設等で農場が必要な場合、  
被虐待児童等を受け入れる児童養護施設で入所児童の情緒の安定等の観点から周辺の  
自然環境等の活用が必要な場合などをいう。

### 6-3 医療施設

1 医療法第1条の5第1項に規定する病院、同条第2項に規定する診療所又は同法第2  
条第1項に規定する助産所であること。

2 県及び市の医療施策の観点から支障がなく、その設置及び運営が国の定める基準に適  
合するものであることについて医療施策担当部局・機関と調整のとれたもの。

3 以下のいずれかに該当すること。

(1) 救急医療の充実が求められる地域において、患者等の搬送手段の確保のため、当該  
開発区域周辺の交通基盤等の活用が必要と認められる場合

(2) 当該医療機関の入院患者等にとって、開発区域周辺の優れた自然環境その他療養環  
境が必要と認められる場合

(3) 病床過剰地域に設置された病院又は診療所が、病床不足地域に移転する場合

4 開発又は建築を行うために他の法令による許認可等が必要な場合は、その許認可が受  
けられるものであること。

注 「優れた自然環境その他療養環境が必要と認められる場合」とは、屋外に広大なリハ  
ビリ施設を造成し活用する場合などをいう。

#### 6-4 居宅介護支援事業所 I

- 1 介護保険法第8条第24項に規定する居宅介護支援の事業所(以下「事業所」という。)であること。
- 2 施設は次の各号に該当すること。
  - (1) 事業所は、提案基準6-2第1項第5号、提案基準1-2又は提案基準1-3の施設(以下「社会福祉施設等」という。)と同一の棟に存すること。
  - (2) 社会福祉施設等を運営する事業者と、事業所を運営する事業者が同一であること。
  - (3) 社会福祉施設等の規模に照らして、事業所の規模は必要最小限であること。
  - (4) 市の福祉施策の観点から支障がなく、事業所の設置及び運営が国の定める基準に適合するものであることについて福祉施策担当部局・機関と調整のとれたもの。
- 3 開発又は建築を行うために他の法令による許認可等が必要な場合は、その許認可が受けられるものであること。